

「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」に対する意見

日本税理士会連合会

標題の件につきまして、以下のとおり当連合会の意見を提出いたします。

なお、課税のあり方に関する問題については、今後、財務省主税局、国税庁等と協議をしていきたいと考えております。

「第1 配偶者の居住権を保護するための方策」に関する意見

（1）短期居住権について

＜配偶者以外の者が無償で配偶者の居住建物を取得した場合の短期居住権の存続期間について＞（中間試案2頁 第1 1(2)①）

中間試案では「例えば6か月間」としているが、10か月間～1年間程度とすべきである。

【理由】

遺産分割が終了しなければ配偶者が転居先を決められないという場合も多いと考えられる。遺産分割は、相続税申告期限に近い段階で完了する事例もあることから、少なくとも相続開始の時から10か月間、あるいは余裕を持って1年間程度とすべきである。

参考までに、現在の相続税の申告期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月を経過する日の前日となっている（相続税法第27条第1項）。

（2）長期居住権について

＜長期居住権の財産評価＞（中間試案2頁 第1 2(2)①）

長期居住権の評価額については、原則として、「建物賃借権の評価額」は考慮せずに「建物の賃料相当額×存続期間－中間利息額」で算定することが適切である。

その算定にあたっては、「建物の賃料相当額」、「存続期間」及び「中間利息額」は、客観的な指標によることが望ましい。例えば、「建物の賃料相当額」は固定資産税の評価額を、「存続期間（終身存続することとした場合）」は厚生労働省が公表している生命表における平均余命を基礎とすることが考えられる。

また、長期居住権の評価額に上限（例えば、建物評価額の7～8割程度）を設けるべきである

【理由】

補足説明11頁下部の計算式における「建物賃借権の評価額」については、①長期居住権が原則譲渡不可能な一身専属的権利であること、②従来から相続税の評価実務

において借家権の評価額を0円としていること、③買取請求権を設ける場合、買取が実現した時点で配偶者に対する所得税課税（一時所得）が行われると考えられることから、0円とすべきである。

存続期間については、長期居住権は、その設定時に期間を定めなかった場合、基本的に配偶者が死亡するまで存続することから、平均余命を用いることが、他の制度とのバランスからも適切である。ただし、配偶者が若年の場合には、長期居住権の評価額が建物の評価額を上回る可能性もあるため、長期居住権の評価額に上限（例えば、建物評価額の7～8割程度）を設けるべきである。

<長期居住権の効力>（中間試案3頁 第1 2(3)）

長期居住権の対象となる建物とそれが存する土地の所有者が異なる場合、長期居住権の効力は、土地所有者にも及ぶこととすべきである。

【理由】

借地上の建物の賃借人は、当該建物の所有権が土地所有者に移った場合や、借地権の存続期間が満了した場合も、土地所有者に対して建物賃借権の効力を主張することができる（借地借家法第31条、第35条）。長期居住権もこれと同様に、建物所有者のみならず、土地所有者に対しても一定の効力が及ぶと考えるのが自然である。ただし、土地所有者に対して及ぶべき効力の内容は、長期居住権の性質を考慮したものとすべきである。

<長期居住権の消滅事由>（中間試案4頁 第1 2後注）

配偶者が再婚や老人ホームへの入所等により対象建物に居住する必要がなくなった場合、長期居住権の買取請求権を認めるべきである。

【理由】

配偶者が対象建物に居住する必要がなくなったにもかかわらず長期居住権を存続させることは、所有者による建物の活用を妨げるだけで実益がない。よって、長期居住権を消滅させることが適当であるが、配偶者は相続の際に長期居住権の価額分の財産を得られなかったのであるから、所有者からの金銭支払によってこれを補填する必要がある。

「第2 遺産分割に関する見直し」に関する意見

(1) 配偶者の相続分の見直しについて

＜甲案・乙案の選択＞（中間試案4頁 第2 1）

甲案、乙-1案、乙-2案の中では、乙-1案が望ましい。

【理由】

まず、甲案については、婚姻後の財産の増加を正確に把握することは困難な場合が多いと思われるので反対である。なお、補足説明18頁の注2のように婚姻時の財産を0円とみなすことは適切でない。

次に、乙-2案については、昨今の夫婦関係のあり方に鑑み、婚姻が長期にわたることと、夫婦関係が円満であること及び財産形成への貢献度が高いことは必ずしも結びつかないと考えられることから、一定の婚姻期間を経ることにより自動的に配偶者の法定相続分を増やすことは適切でないとする。

したがって、3つの案の中では、乙-1案が問題が少ないとする。ただし、配偶者の相続分の増加（及びこれに伴う他の相続人の相続分の減少）は、他の相続人の債権者等の第三者の利害に関わることから、第三者を保護する仕組みを検討すべきである。

(2) 可分債権の遺産分割における取扱いについて

＜債権行使の制限＞（中間試案6頁 第2 2(1)②）

甲案を基礎としつつ、遺産分割前に行使できる可分債権の範囲を限定する必要がある。

【理由】

法定相続分に応じた金額のすべてを引き出せることとすると、遺産分割終了後、相続人間における財産の調整が困難になるおそれがある。

一方で、葬儀費用や相続人の当面の生活費として、相続財産である預貯金債権等がある程度行使することができるようにしておく必要がある。

具体的には、個々の預貯金債権等は、相続開始時に、法定相続分ではなく各相続人の遺留分の割合に応じて分割承継されることとし、残額については、原則として、遺産分割前は行使できないこととするのが考えられる。

「第3 遺言制度に関する見直し」に関する意見

(1) 自筆証書遺言の方式緩和について

＜方式を緩和した場合の偽造等防止策＞（中間試案8頁 第3 1）

自筆証書遺言の保管制度が創設されることを前提に、財産の特定に関する事項について自書以外の方法により記載した場合は、遺言者本人が公的機関にその保管を委託することを義務付けるべきである。

【理由】

遺言をすべて自書することは、特に高齢者にとって負担が大きいため、方式の緩和自体は有意義だと考える。しかし、中間試案のように遺言者の署名押印を要求するだけでは、例えば、認知症等で判断力が低下した遺言者に白紙に署名させて、後から財産の特定に関する事項を印字するということが可能であり、変造等のリスクが大いに高まる。

そこで、後述する自筆証書遺言の保管制度の創設を前提に、財産の特定に関する事項について自書以外の方法により記載した場合は、遺言者本人が公的機関に遺言書を持参して保管を委託することを義務付けることで、遺言者の意思確認をすべきである。また、保管費用は低廉な額とすべきである。

なお、自筆証書遺言の保管主体となる公的機関は、当面、法務局、都道府県庁及び市役所（プライバシー保護の観点から、小規模な地方公共団体は除外し、県庁所在地や政令指定都市等に限ることが考えられる）とすることが望ましい。

(2) 自筆証書遺言の保管制度の創設について

＜保管制度の創設＞（中間試案10頁 第3 3）

自筆証書遺言の保管制度の創設に賛成する。

【理由】

自筆証書遺言については、作成後の紛失や他者による隠匿・変造のおそれがあり、これによって遺言者の意思が捻じ曲げられたり、円滑な相続が妨げられたりするおそれがある。遺言者本人が公的機関に遺言の保管を委託できるようにすることで、遺言の真正性を担保することができ、無用な紛争の防止にもつながることから、これに賛成する。